

3点セットを閲覧される皆様へ

民事執行法の改正により、入札の制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

そのため、入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。なお、入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

①（個人・法人を問わず）暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**

及び

②（個人の場合）**住民票**，若しくは（法人の場合）**資格証明書**

更に宅地建物取引業者の方は、③**宅地建物取引業の免許証**写しの提出も併せてお願いします。

詳しくは、青森地方裁判所八戸支部**執行官室**（☎ 0178-22-4697）にお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月 9日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 工 藤 康 堯

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 4日 午前 8時30分から 令和 8年 6月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月17日 午前10時00分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 8日 午後 1時10分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月18日 午前 9時00分から 令和 8年 6月18日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書(ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る)。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 十和田市西十四番町
地 番 401番3
地 目 宅地
地 積 337.00平方メートル
- 2 所 在 十和田市西十四番町401番地3
家屋 番号 401番3
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 90.72平方メートル
2階 38.88平方メートル

(未登記附属建物)

- 種 類 車庫・倉庫
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 約39.74平方メートル
2階 約39.74平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 7月 4日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 沼 尾 和 樹

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 十和田市西十四番町
地 番 401番3
地 目 宅地
地 積 337.00平方メートル
- 2 所 在 十和田市西十四番町401番地3
家屋 番号 401番3
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 90.72平方メートル
2階 38.88平方メートル

(未登記附属建物)

- 種 類 車庫・倉庫
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 約39.74平方メートル
2階 約39.74平方メートル



令和 6 年（ヌ）第 21 号
令和 6 年 12 月 4 日受理
令和 7 年 1 月 14 日提出
（評価人 浅井 康光）

現況調査報告書

青森地方裁判所八戸支部

執行官 堀 川 浩 二

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 十和田市西十四番町 |
| | 地 番 | 401番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 337.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 十和田市西十四番町401番地3 |
| | 家屋 番号 | 401番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 90.72平方メートル
2階 38.88平方メートル |

関係人の陳述	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	1 物件1, 2は私が居宅として使っています。私以外の者が使っている部分はありません。 2 未登記の附属建物があります。1階は車庫で2階は倉庫です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

関係人の陳述及び現況にてらし、2枚目記載のとおりと認める。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
6年 12月 6日 (金) 8 : 30	法務局八戸支局	土地建物登記事項証明書等受理
6年 12月 12日 (木) 13 : 30 - 13 : 40	物件所在地	現地確認/立入のため臨場/不在/概測/写真撮影 (外部)
6年 12月 26日 (木) 11 : 00 - 11 : 40	物件所在地	立入のため臨場/関係人と面談/概測/写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 6年 12月 26日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入ったところAが在宅していた。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：昭和50年6月10日

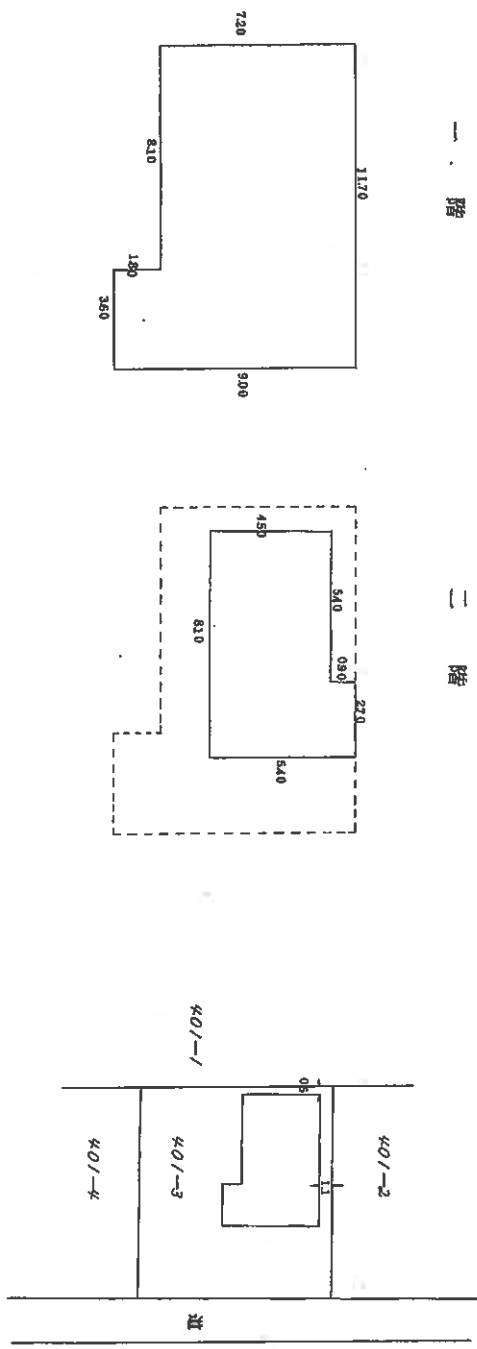
A3をA4に縮小

昭和6年12月6日
青森地方方法務局十和田支局管轄
（青森地方方法務局十和田支局管轄）
これは図面に記録されている内容を証明した様面である。

登記官

建物平面図
401-3
各階平面図

家屋番号	401-3
建物の所在	十和田市大字三本木字釜米西401-3 西十四番地



$810 \times 720 = 5832$
 $360 \times 900 = 3240$
 計 9072㎡

$540 \times 450 = 2430$
 $270 \times 540 = 1458$
 計 3888㎡

(日積連15)

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

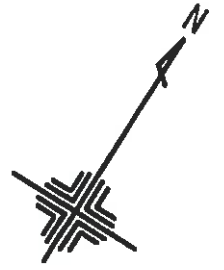
1904057

52, 6, 10

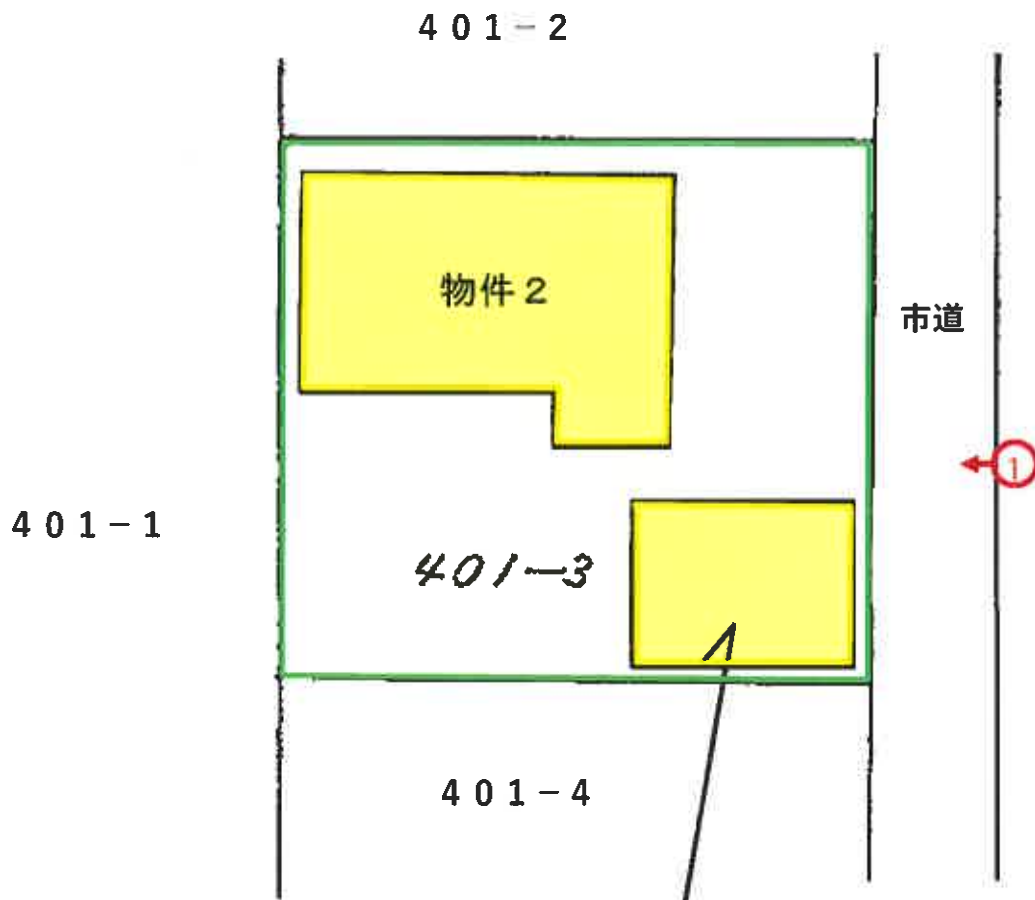
作製者	昭和五〇年六月〇日
	年月日

申請人

土地建物位置関係図



S = 1/250



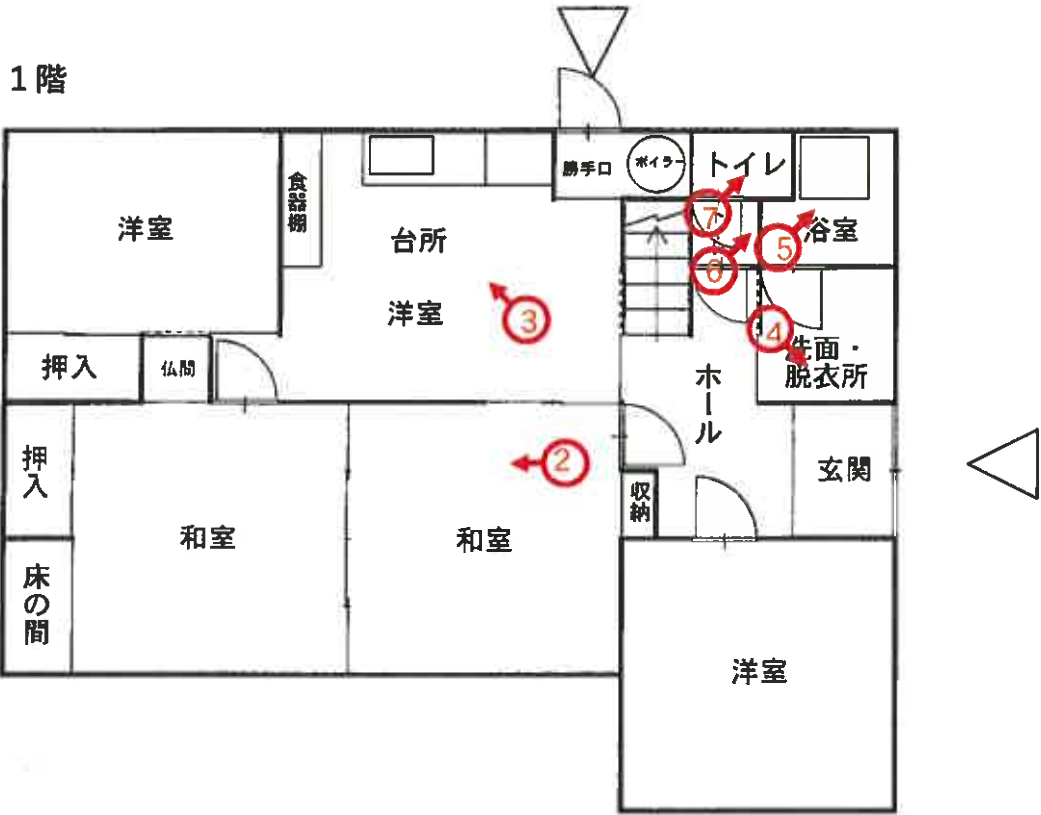
未登記附属建物

写真撮影地点 
(8 枚目)

建物間取図

令和6年(又)第21号

物件2建物



2階



S = 1 / 100

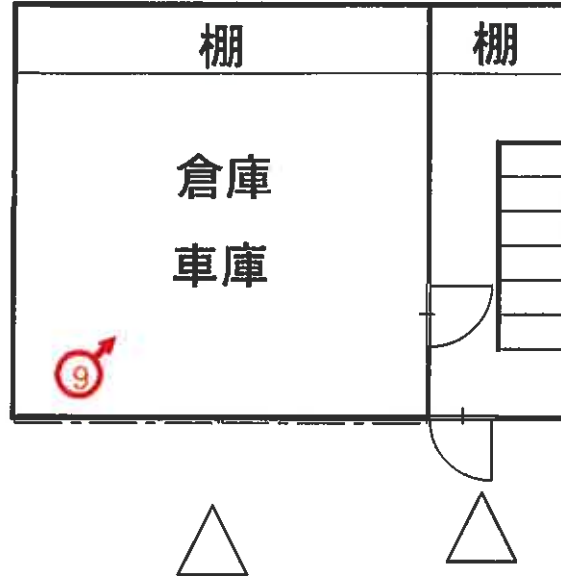
写真撮影地点 

(9 枚目)

建物間取図

未登記附属建物

1階



2階



S = 1 / 100

写真撮影地点 
(10 枚目)

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



写真番号5



写真番号6



写真番号7



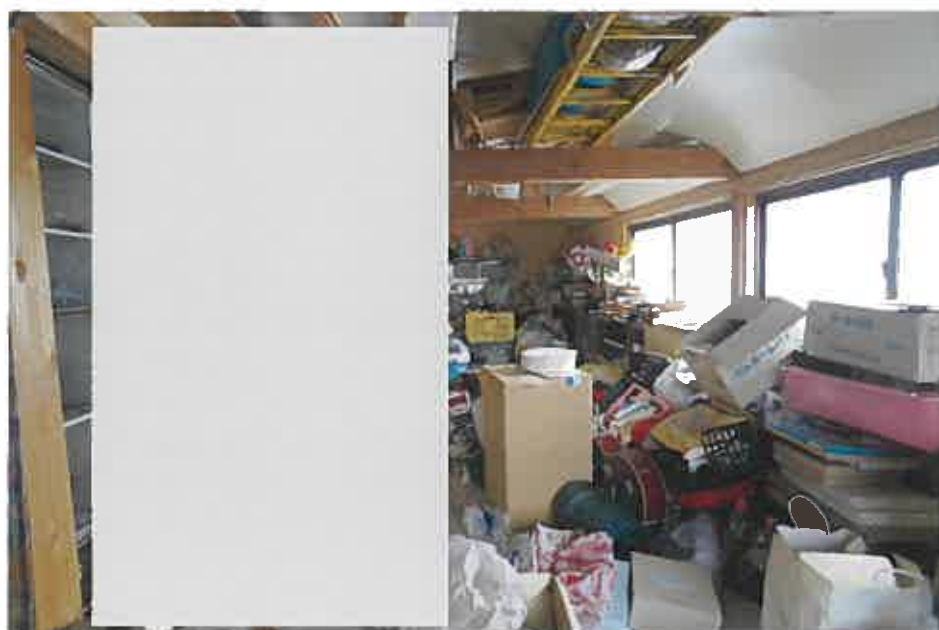
写真番号8



写真番号9



写真番号10



令和 6 年 (又) 第 21 号
令和 6 年 12 月 26 日 現地調査
令和 7 年 1 月 15 日 評 価

青森地方裁判所八戸支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

浅 井 康 光 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 1 2 1, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 2 9 7, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 8 2 4, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は、物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	十和田市西十四番町 401番3 宅地 337.00m ²	同左 同左 同左 同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	十和田市西十四番町 401番地3 401番3 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 90.72m ² 2階 38.88m ²	同左 同左 同左 同左 同左
未登記 附属建物	種類 構造 床面積	/	車庫・倉庫 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建 1階約39.74m ² 2階約39.74m ²
番号	特記事項		
	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	青い森鉄道線「三沢」駅の南西方約16.6km（道路距離）。 （附属資料「1 位置図」参照）	
付近の状況	十和田市街地南側の西十四番町地区，一般住宅の中に空地や畑等も見られる住宅地域である。 当地域は，目下のところ格別の変動要因がなく，今後も現状のまま維持するものと予測される。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種低層住居専用地域 指定 50% 指定 80% なし なし
画地条件（規模，形状等）	地積 間口・奥行 形状 接道状況 その他	337.00m ² 間口約18m，奥行約18.5m ほぼ正方形 中間画地 なし
接面道路の状況	北東側幅員約4m，市道，舗装有，ほぼ等高 建築基準法第42条1項1号	
土地の利用状況等	土地所有者が物件1土地に物件2建物を所有し，占有している。	
供給処理施設	上水道：有 ガス配管：無 下水道：有	
特記事項	南東側に未登記附属建物が1棟存している。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記上）昭和50年5月1日新築 経過年数 約50年 経済的残存耐用年数 約0年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス 外 天 井：ビニールクロス 外 床 ：タタミ 外 設 備：電気，照明，給排水，衛生 その他：なし ※本件建物の各種設備については，その動作確認は行って いないので，正常に稼働するか否かは不明である。
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：（附属資料「建物間取図」参照）
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	築後約50年経過しており，経年相応の老朽化と認められ る。 保守管理の状態は劣る。
建物の利用状 況	建物所有者が居宅として使用している。
特 記 事 項	対象建物について，建築時期・構造・種類等の要因を踏ま え現地調査を行った結果，アスベスト含有建材が含まれて いる可能性は否定できない。なお，アスベスト使用の詳細 については専門調査機関の分析調査を要する。

区 分	未登記附属建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日 不詳 経過年数 不詳 経済的残存耐用年数 約0年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング 外 内 壁：あらわし 外 天 井：あらわし 外 床 : コンクリートタタキ 外 設 備：電気 その他：なし ※本件建物の各種設備については、その動作確認は行って いないので、正常に稼働するか否かは不明である。
床面積(現況)	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：車庫・倉庫 間 取 り：(附属資料「建物間取図」参照)
品 等	下位
保 守 管 理 の 状 態	経年相応の老朽化と認められる。 保守管理の状態は普通程度。
建物の利用状 況	建物所有者が車庫・倉庫として使用している。
特 記 事 項	①対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏 まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が含ま れている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用 の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ②建築確認を受けずに建築された可能性があり、違法建築 物の可能性を有する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	15,400	1.02	337.00	(1-0.50)	2,647,000

〔総額につき千円未満の端数
金額は四捨五入、以下同じ〕

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格【十和田(県)－2】

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 14,800\text{円/m}^2 & \times 100/100 & \times 100/101 & \times 100/95 & = 15,400\text{円/m}^2 & \end{array}$$

◇時点修正：±0.0%【公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。】

◇標準化補正：画地条件 +1%（方位）

◇地域格差：街路条件 +6%（幅員）
環境条件 ▲10%（居住環境）

イ 個別格差：街路条件 +1%（幅員）
画地条件 +1%（方位）

※標準化補正，地域格差，個別格差；各条件の相乗積

※街路条件；各要因の総和
交通接近条件；"
環境条件；"
画地条件；各要因の相乗積
行政的条件；各要因の総和
その他の条件；"

ウ 地積：登記地積

エ 建付減価：本件土地上に存在する建物の配置，敷地との適応の状態，更地との市場性を考慮し，▲50%。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	166,000	129.60	0.01	215,000
未登記附属	106,000	79.48	0.02	168,000
合計				383,000

〔総額につき千円未満の端数
金額は四捨五入，以下同じ〕

ウ 現価率

経過年数，経済的残存耐用年数，観察減価及び中古建物の市場性減価，残価率を下表のとおり判定し，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して，現価率を以下のとおり査定した。

物件番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
2	50	0	0.70	0.03	0.01
未登記附属	不詳	0	0.50	0.03	0.02

※現価率 = {残価率 + (1 - 残価率) × 経済的残存耐用年数 / (経過年数 + 経済的残存耐用年数)} × (1 - 観察減価率)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に，物件1の土地については土地利用権等価格を控除し，物件2の建物については土地利用権等価格を加算し，競売市場修正を施して，下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地 価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ=エ
			ウ		
1	2,647,000	1.00	0.30	法定地上権	794,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：土地の利用状況，建物の配置の状況等から物件1の全域と判定した。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判断し，当該法定地上権割合を本件建付地価格の30%と判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①エ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ× エ×オ
1	2,647,000	-794,000	(1-0.00)	(1-0.00)	(1-0.30)	1,297,000
2	383,000	+794,000	(1-0.00)	(1-0.00)	(1-0.30)	824,000
一括価格（合計）						2,121,000

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市場性修正：特になし。

オ 競売市場修正：第2評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して▲30%。

第6 参考価格資料

青森県地価調査基準地価格〔十和田(県)－2〕

所 在：十和田市西十五番町343番4「西十五番町12-13」

価 格：14,800円/m²

位 置：青い森鉄道線「三沢」駅の南西方道路距離約1.7kmに位置する。

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：230m²

供給処理施設：水道，下水

接面街路：北東側6m舗装市道

用途指定等：第1種低層住居専用地域
指定建蔽率50%，指定容積率80%

地域の概要：一般住宅の中に畑等も見られる住宅地域

第7 附属資料

- | | | | |
|---|-------------------|-----|----|
| 1 | 位置図(出所；国土地理院「地図」) | ・・・ | 1葉 |
| 2 | 法第14条第1項地図写 | ・・・ | 1葉 |
| 3 | 建物図面 | ・・・ | 1葉 |
| 4 | 建物間取図 | ・・・ | 2葉 |
| 5 | 土地建物位置関係図 | ・・・ | 1葉 |

以上

位置図

6(又)21

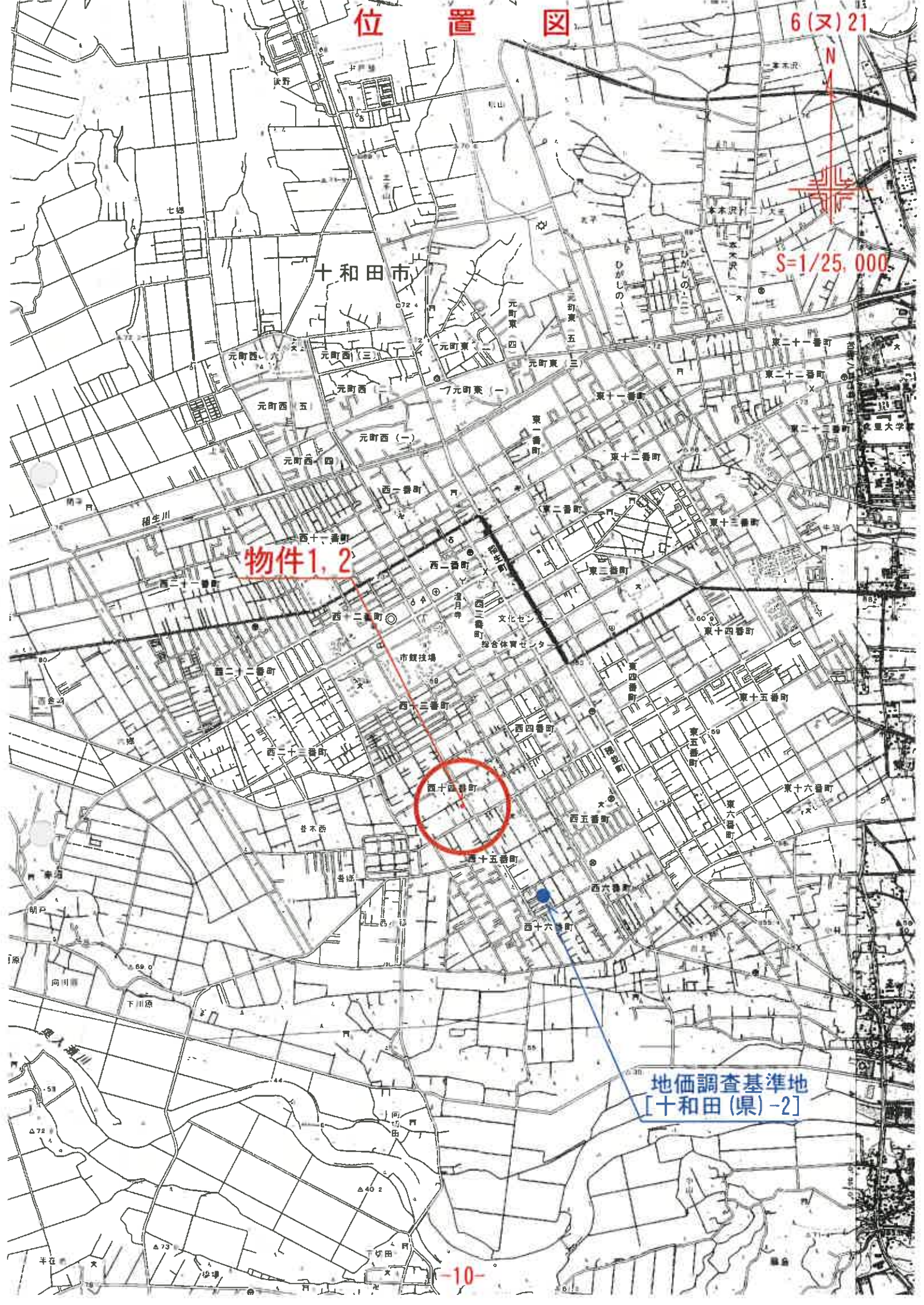
S=1/25,000



十和田市

物件1, 2

地価調査基準地
[十和田(県)-2]



法第14条第1項地図写

6(又)21

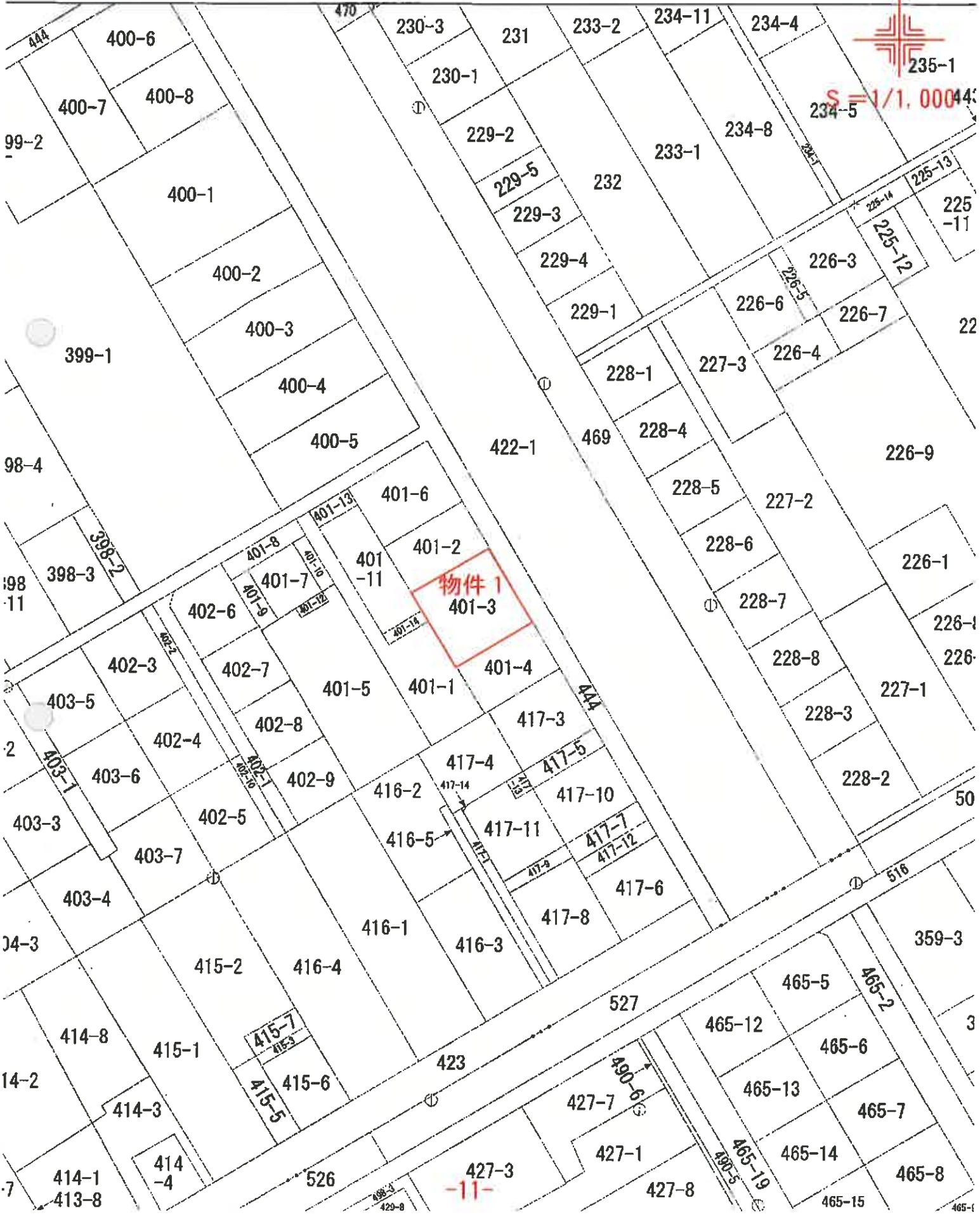
2/09

1 10 ハ 224-9 ホ 359-7 ト 230-2 リ 397-8 ル 398-15
 ニ 359-2 ヘ 358-8 チ 355-1 ス 398-1 ヅ つづく

(座標値種別：図上測定)



S=1/1,000



物件1
401-3

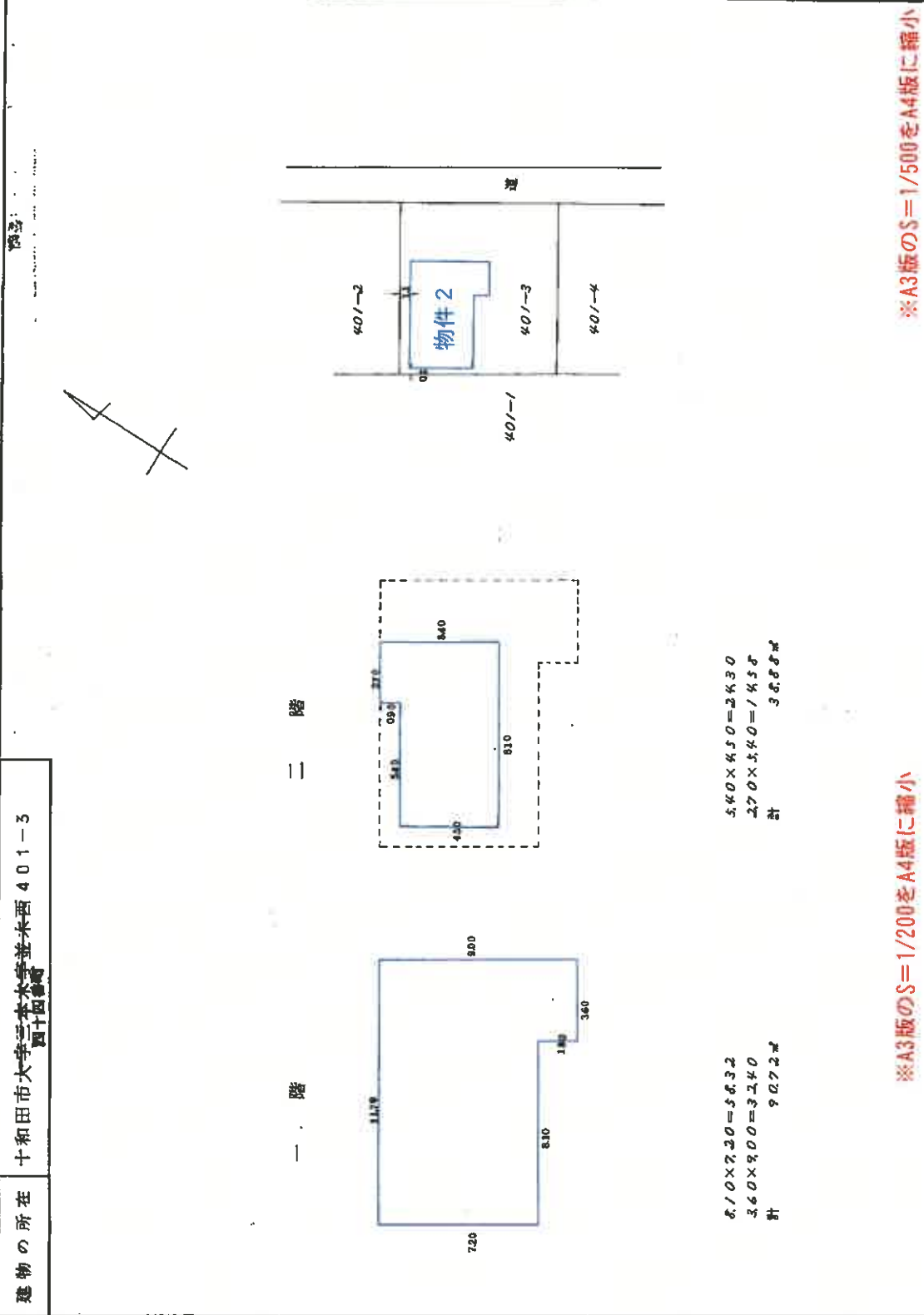
-11-

登記年月日：昭和50年6月10日

401-3 図面 401-3 図面
建 物 階 平 面 図

家屋番号	401-3
建物の所在	十和田市大字三本木字並米西401-3 四十回番地

作製年月日	昭和五〇年六月〇日
作製者	[Redacted]
申請人	[Redacted]



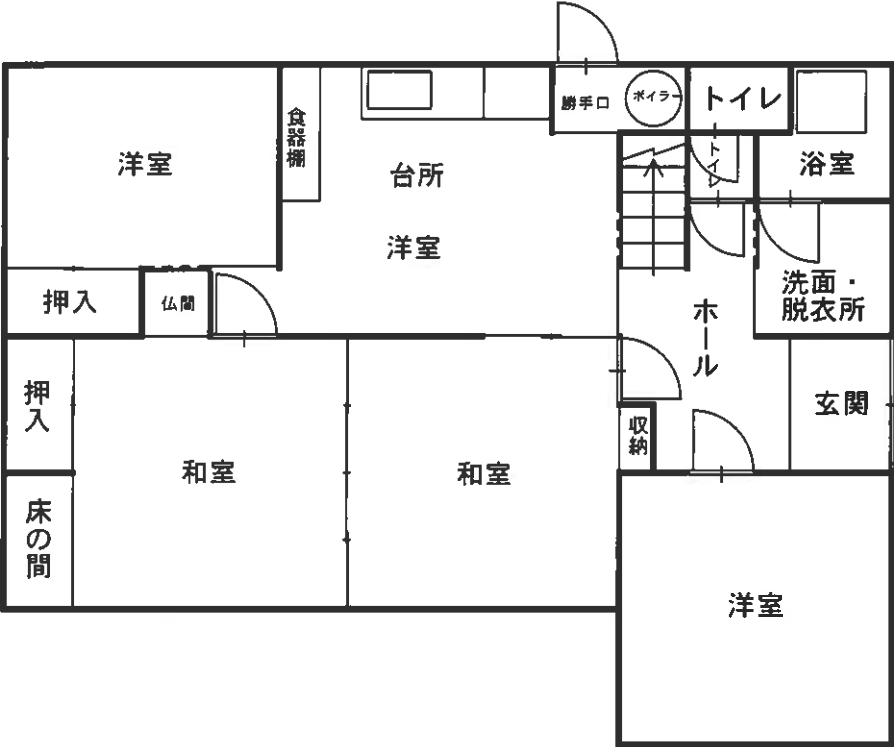
縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------

(日本土地家屋調査士会連合会用紙) S21. 6. 10
1904057

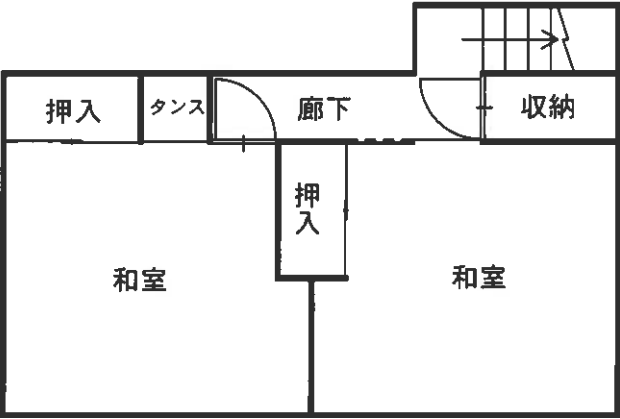
(日 例 通 15)

建物間取図

物件 2

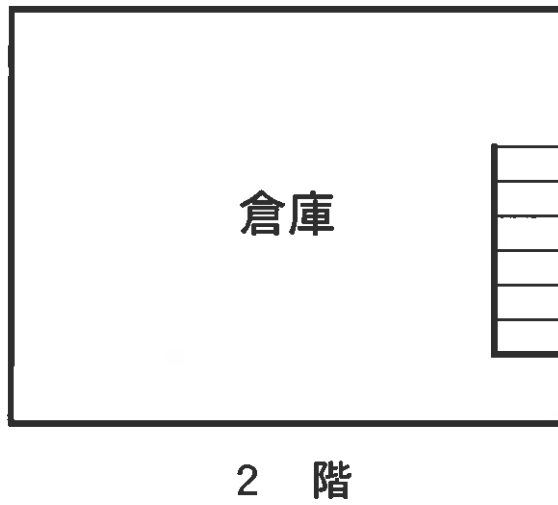
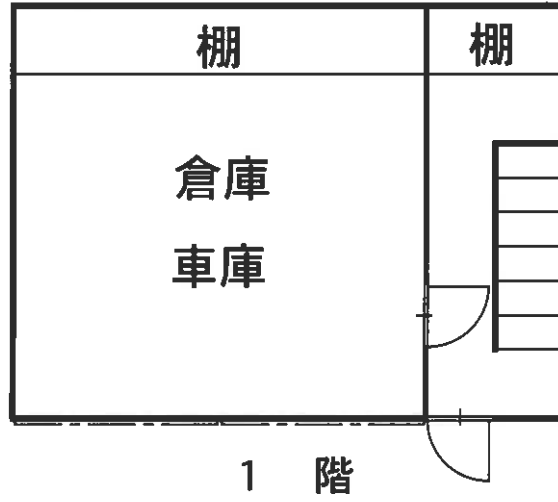


1 階



2 階

未登記附属建物

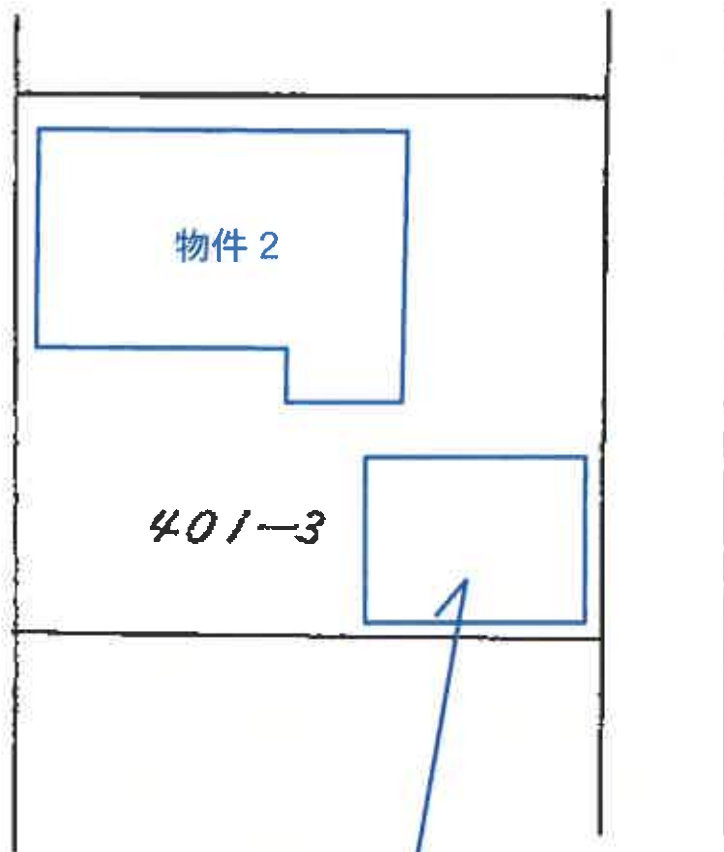


土地建物位置関係図

6(又)21



S = 1/250



未登記附属建物